

- 1 住宅宿泊事業届出書（住宅宿泊事業法施行規則第1号様式）
- 2 届出者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書
※発行は本籍地の市役所、区役所、町村役場。いわゆる「身分証明書」
- 3 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が法人である場合においては、その法定代理人の登記事項証明書
- 4 法第四条第一号から第六号まで及び第八号のいずれにも該当しないことを誓約する書面（住宅宿泊事業法施行要領（ガイドライン）様式B）
- 5 届出住宅の登記事項証明書
- 6 住宅が「入居者の募集が行われている家屋」に該当する場合においては、入居者募集の広告その他の当該住宅において入居者の募集が行われていることを証する書類
例）募集広告の写し、賃貸不動産情報サイトの掲載情報の写し
- 7 住宅が「随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されている家屋」に該当する場合においては、当該住宅が随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されていることを証する書類
例）届出住宅周辺における商店で日用品を購入した際のレシート、
届出住宅と自宅の間の公共交通機関の往復の領収書の写し、高速道路の領収書の写し
- 8 住宅の図面（手書きも可）
以下の事項を明示
 - 1) 台所、浴室、便所及び洗面設備の位置
 - 2) 住宅の間取り及び出入口
 - 3) 各階の別
 - 4) 居室、宿泊室及び宿泊者の使用に供する部分のそれぞれの床面積
 - 5) 国交省規則第一条第一号及び第三号に規定する措置の実施内容（非常用照明器具の位置、その他の安全のための措置の内容等）について明示すること。

- 9 届出者が賃借人である場合においては、賃貸人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした賃借物の転貸を承諾したことを証する書面
- 10 届出者が転借人である場合においては、賃貸人及び転貸人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした転借物の転貸を承諾したことを証する書面
- 11 住宅がある建物が 2 以上の区分所有者が存する建物で人の居住の用に供する専有部分のあるものである場合においては、専有部分の用途に関する規約の写し
例) 管理規約の写し
- 12 11 の場合において、規約に住宅宿泊事業を営むことについての定めがない場合は、管理組合に届出住宅において住宅宿泊事業を営むことを禁止する意思がないことを確認したことを証する書類
例)
**① 届出者が管理組合に事前に事業の実施を報告し、届出時点で住宅宿泊事業を禁止する方針が総会や理事会で決議されていない旨を確認した確認書
(中央区住宅宿泊事業の適正な運営に関する要綱別記第 2 号様式又は別記第 3 号様式)**
② 法成立以降の総会及び理事会の議事録その他の管理組合に届出住宅において住宅宿泊事業を営むことを禁止する意思がないことを確認したことを証明する書類
- 13 届出者が住宅に係る住宅宿泊管理業務を住宅宿泊管理業者に委託する場合においては、法第三十四条の規定により交付された管理受託契約書等の写し
- 14 届出住宅に係る消防機関との事前相談記録書（相談先消防機関確認印があるもの）
- 15 住宅宿泊事業の実施にあたり周辺地域への周知報告書
(中央区住宅宿泊事業の適正な運営に関する要綱別記第 1 号様式)
- 16 届出住宅の安全確保措置に関する国土交通大臣告示との適合状況チェックリスト
- 17 住宅宿泊事業の適正な運営実施に係る計画書
(中央区住宅宿泊事業の適正な運営に関する要綱別記第 4 号様式)
- 18 制限区域及び実施期間について確認する確認書
(中央区住宅宿泊事業の適正な運営に関する要綱別記第 5 号様式)

19 代理人が届出する場合においては、委任状

※官公署が証明する書類は、届出日前3カ月以内に発行されたもので、写しは不可。